

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分担研究報告書

更生相談所主体による補装具フォローアップ介入

研究代表者 高岡徹 横浜市総合リハビリテーションセンター センター長
研究協力者 渡邊慎一 横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長
研究協力者 加茂野絵美 横浜市総合リハビリテーションセンター 研究員

研究要旨

本研究では身体障害者更生相談所（以下、更生相談所）主体による地域レベルでの補装具フォローアップ介入の仕組みの構築と支援者教育を目的に、横浜市の既存の仕組みを利用した下肢装具フォローアップを検討するための委員会設置と支援者教育のための研修会を実施した。

1. 検討委員会設置：令和4年4月に横浜市地域リハビリテーション協議会内に小委員会を設置し、委員会主体で市内全域の回復期リハビリテーション病棟（26か所）に対する装具のフォローアップの有無等に関する調査と試行案の作成を実施した。

委員会は多職種で構成し、令和4年度に3回開催した。横浜市の回復期リハビリテーション病棟に対する調査では26か所から回答があり（回収率100%）、そのうち69%で外来での装具のフォローアップが実施され、多くの病院で利用者に対して不適合等を生じた際の対応方法が伝えられていた。しかし、その質については疑問も多かった。そこで、不適合ポイントや、修理・再作製を伝えるツールとして、更生相談所使用の「下肢装具チェック票」を横浜市内の回復期病院で利用できる形式に改修した。次年度の取り組みとして、①「下肢装具チェック票」の完成と周知活動、②地域支援者向け講習会の実施、③ホームページを活用した情報ツールの拡充などを計画した。

更生相談所の役割として、地域リハビリテーションの推進が規定されており、全国の更生相談所に関連した仕組みが存在している。本研究では横浜市におけるこの仕組みを利用することによって、地域レベルの検討や支援者に対する教育の実施が可能であることを明らかにした。更生相談所主体の補装具フォローアップに対する介入モデルの一つとして有用であると考えた。

2. 研修会開催：医療職向けの研修会（熊本県・市）と非専門職向けの研修会（北九州市）をそれぞれ1回ずつ開催した。研修後のアンケート結果より研修会に一定の成果が認められた。地域の支援者に対する教育の実施主体として、更生相談所は適格性、および実現可能性を備えており、必要かつ有効な手段であると考えた。

A. 研究目的

令和2・3年度の「補装具費支給制度等における適切なフォローアップ等のための研究」では、支給された補装具のフォローアップ体制が散発的に実施されている状況が課題であること、支援者の教育が必要とされていることが明らかとなった。本年度の課題は地域レベルでの仕組みの構築と支援者教育にある。

本研究では身体障害者更生相談所（以下、更生相談所）主体による地域レベルでの補装具フォローア

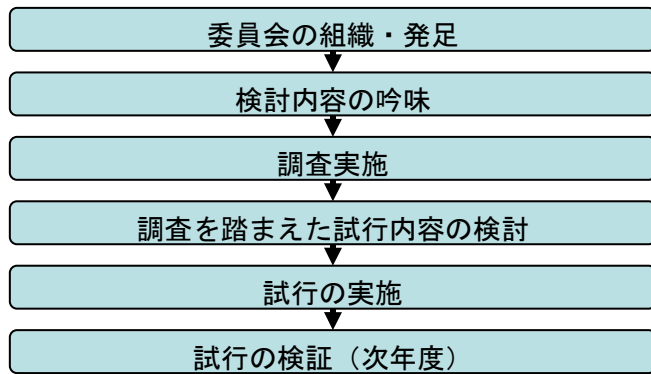
ップ介入の仕組みの構築と支援者教育を目的に、横浜市の既存の仕組みを利用した下肢装具フォローアップを検討するための委員会設置と支援者教育のための研修会を実施した。

B. 研究方法

1. 横浜市更生相談所主体モデル試行

本研究は横浜市の更生相談所の仕組みを活用した補装具フォローアップシステム構築のモデル試行である。図1に本モデルのフローチャートを示す。

図1 モデル試行フローチャート



地域リハビリテーションの在り方は、地域毎の医療体制、更生相談所の支給体制、介護支援体制、地域性が異なるため、地域に合わせた体制をとることが必要となる。全国の更生相談所の役割として、地域リハビリテーションの推進や連携があり、横浜市においては地域リハビリテーション協議会(以下、リハ協議会)が役割の一端を担っている。リハ協議会では毎年度地域リハビリテーションにおける課題を設定し、年間を通じた協議を実施している。

更生用装具の判定・支給方法には、直接判定と書類判定があり、横浜市においては処方される更生用装具の約60%が書類判定となっている。直接判定は横浜市総合リハビリテーションセンター(更生相談所直接判定委託機関)における週2回の義肢装具外来と週1回の車椅子・シーティング外来で対応しており、その他市内3か所の福祉機器支援センターでも月1から週1回の対応を行っている。更生用装具の新規作製、および再作製の調査^{1,2)}により、横浜市の課題としては治療用装具から更生用装具への移行や再作製に問題が生じている可能性が示唆されている。

①地域リハビリテーション協議会小委員会の開設

リハ協議会で年度毎に組織し、開催している「横浜市地域リハビリテーション協議会小委員会(以下リハ協議会小委員会)」のテーマを「横浜市の在宅脳卒中患者における下肢装具(治療材料や補装具)給付後のサポート体制の現状と課題」とし、構成員を地域で下肢装具に関わりがある機関、職種より選定した。

テーマの選定は更生相談所事務局が行い、リハ協議会小委員会で認定した。委員長は、第一回委員会にて小委員会構成員の中から選定した。

②回復期リハビリテーション病院(以下、回復期病院)を対象とした下肢装具フォローアップに関する調査

リハ協議会小委員会にて、横浜市内の回復期病院全26病院を対象とした下肢装具フォローアップに関する調査(資料1)を実施し、集計した。調査期間は令和4年8月～令和5年1月であった。

③下肢装具情報ツールの作成・配布

本研究事業の研究協力機関である北九州市のパンフレットを参考に、下肢装具および義足利用者に対し「作製の目的」や「セルフチェック項目」「相談先」情報が参照できる情報ツールを作成した。2023年4月より横浜市総合リハビリテーションセンターおよび支援機器センター3か所にて義肢装具を作製、または再作製した利用者へ配布を行った。

リハ協議会小委員会にて協議の上、①で作製した「下肢装具チェック票」を市内回復期リハビリテーション施設向けに改修する検討と試作を実施した。

④試行案の検討

地域リハ協議会小委員会にて、アンケート結果をもとにフォローアップ体制構築のための試行案を協議した。

2. 更生相談所主催研修会の開催

①非専門職向け補装具研修会の開催

北九州市更生相談所主催で地域リハビリテーションに関わるリハビリテーション非専門職向けに以下の日程で研修会を実施した。

開催日時：2022年11月25日18:30～20:00

開催形式：オンライン配信(ZOOM ウェビナー)

内容：補装具の制度、不具合の内容や相談先に関わる知識(資料2)

②医療従事者向け研修会の開催

熊本県・市補装具研修会として以下の日程で医療従事者向けに補装具に関する研修会を実施した。

開催日時：2022年11月26日18:00～19:30

開催形式：オンライン配信(ZOOM ウェビナー)

内容：補装具に関わる制度や支給事務に関わる知識
(資料3)

①、②開催後に補装具のフォローアップに関する意見や研修会の内容に関するアンケートを実施し、集計を行った。

(倫理面への配慮)

アンケート結果の公表においては個人名・個別の病院名が分からないように配慮する旨を通知している。本調査は倫理面に問題がないと判断する。

C. 結果

1. 横浜市更生相談所主体モデル試行

①地域リハビリテーション協議会小委員会の開設

小委員会の構成員の内訳を表1に示す。

表1 小委員会構成員内訳

所属	職種
補装具製作事業者	義肢装具士
福祉保健センター	保健師(市職員)
回復期リハビリテーション病院	医師
回復期リハビリテーション病院	理学療法士
福祉機器支援センター	理学療法士
地域ケアプラザ	所長
総合リハビリテーションセンター	理学療法士
介護支援施設	ケアマネジャー
更生相談所	市職員
更生相談所	所長(医師)

令和4年7月、10月、令和5年1月の計3回委員会を開催した。

第1回委員会では、取り組みの内容を議論し、回復期病院を対象としたアンケートを実施することを決定、アンケート内容を議論した。

第2回委員会では、アンケート結果について考察し、その後の試行として下肢装具の引き渡し時にフォローアップの必要性を啓蒙する配布物の作成を検討した。

第3回委員会では、利用者との情報共有ツールを回復期病院へ配布することを決定し、その内容の検討と、その啓蒙の方法や次年度のフォローアップに関する試行の内容を議論した。

②回復期リハビリテーション病院を対象とした下肢装具フォローアップに関する調査

26病院中26病院から回答があった(回答率100%)。

アンケートに回答した職種は医師2名、理学療法士18名、ソーシャルワーカー5名、看護師1名であった。「下肢装具を作製しているか否か」の設問には、すべての回復期病院(100%)で作製していると回答した。

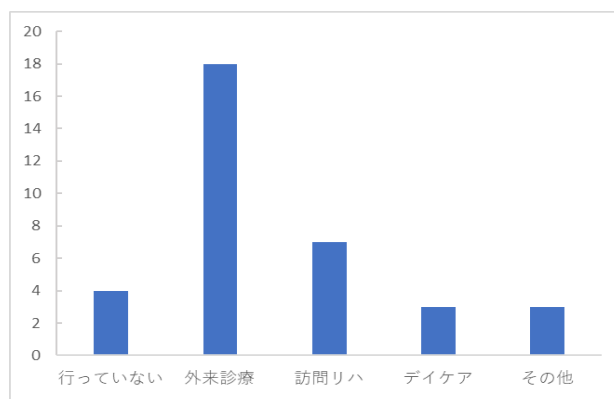
問4の「下肢装具はどのような方に処方していますか。(複数回答可)」では、「入院患者」が26か所、「外来患者(所属病院退院)」17か所、「外来患者(自施設退院以外)」が13か所であった。

問5「短下肢装具を作製している場合、どのような装具を作製していますか。(複数回答可)」では、金属支柱付き短下肢装具が24か所、プラスチック製短下肢装具が25か所、既製品(オルトップ等)が23か所、その他(RAPS)が1か所であった。

問6「装具を作製する際に、どのような制度を利用しますか。」のでは、「健康保険のみ」が2か所、「健康保険と障害者総合支援法を選択する」が24か所であった。

問7「本人用の下肢装具を作製している場合、作製後(退院後)のフォローアップを行っていますか。(複数回答可)」では、外来診療が18か所(69%)で最多であった(図2参照)。「その他」3か所の内訳は「管理ノートを配布」1か所、「今後外来予定で装具士の名刺を渡して対応」1か所、「不具合があり患者家族から依頼があれば」1か所であった。

図2 退院後のフォローアップ方法内訳

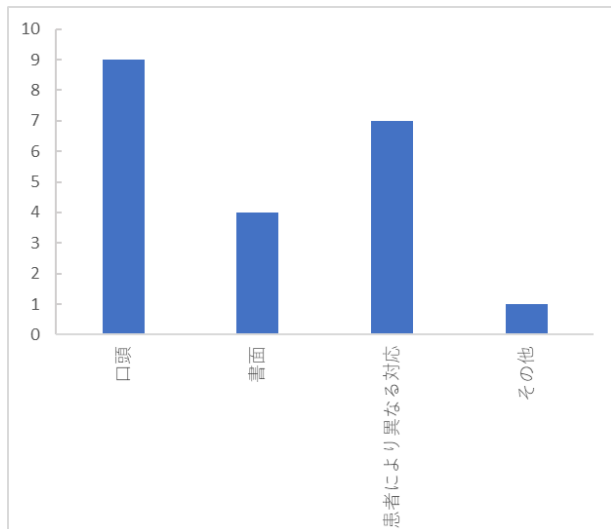


問8の回答は、下肢装具を作製する際に不適合のポイントを利用者や家族にお伝えする仕組みが「あ

る」と答えたのが 19 か所(73%)で、「ない」7 か所(27%)であった。

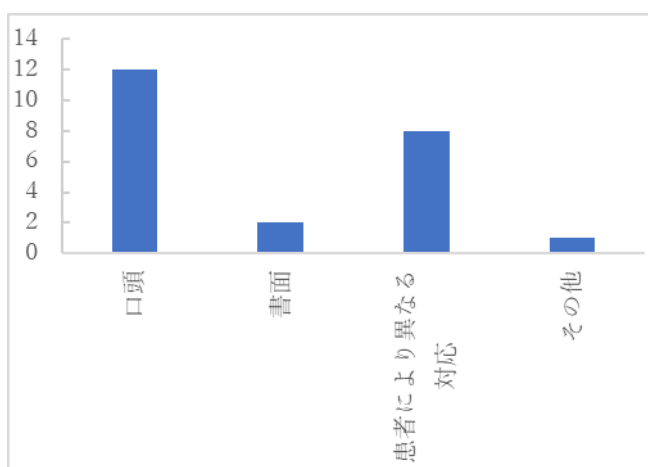
問 9 の回答は、不適合のポイントを利用者が家族にお伝えする仕組みが「ある」と答えた 19 か所のうち、「口頭で伝えている」と答えたのが 9 か所(47%)で、次いで「患者により異なる対応」と答えたのが 7 か所(38%)であった(図 3)。

図 3 不適合ポイントを伝達する手段



問 10 の回答は、不適合のポイントを利用者が家族にお伝えする仕組みが「ある」と答えた 19 か所のうち、不適合ポイントを伝える職種(重複回答)は、「理学療法士」が最多の 15 か所(79%)、次いで補装具製作事業者 13 か所(68%)、医師が 9 か所(47%)、社会福祉士 1 か所であった(図 4)。

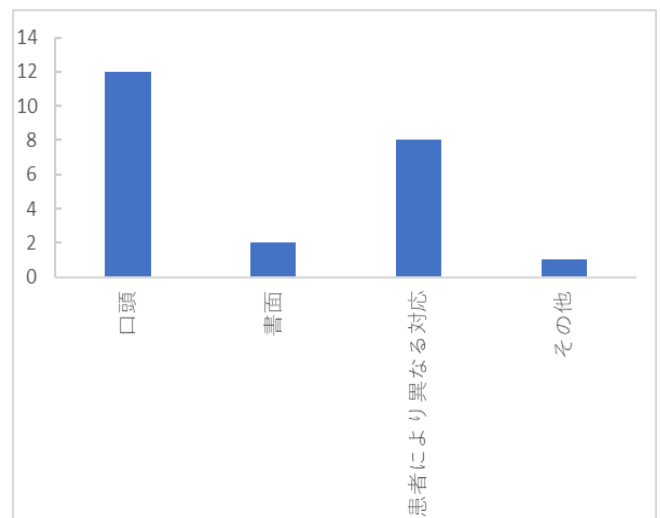
図 4 不適合ポイントを伝える職種(重複回答)



問 11 の回答は、修理や再作製のことを利用者や家族へ伝える仕組みが「ある」と答えたのが、21 か所(81%)、「ない」と答えたのは 5 か所(19%)であった。

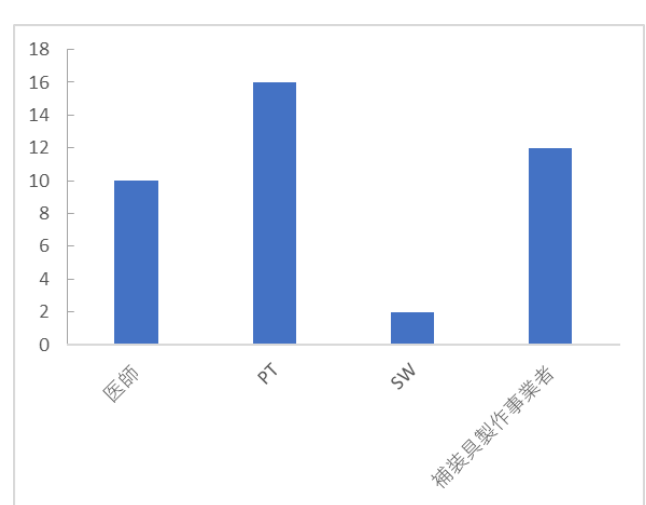
問 12 の設問、修理や再作製のことを伝える仕組みが「ある」と答えた 21 か所のうち、伝達する手段(重複回答)は、「口頭」が 12 か所(57%)、「患者により異なる対応」が 8 か所(38%)、「書面」が 2 か所(10%)であった。その他の回答として、補装具製作事業者に任せているという回答があった(図 5)。

図 5 修理や再作製を伝える手段



問 13 の回答は、設問、修理や再作製のことを伝える職種は、「理学療法士」が 16 か所(76%)、「補装具製作事業者」が 12 か所(57%)、医師が 10 か所(48%)、社会福祉士が 2 か所(10%)であった(図 6)。

図 6 修理や再作製を伝える職種



問 15 では、以下の回答があった。

- ・「足と装具のセルフチェックシート」を作製、入院中に装具作成した患者と一緒に使用し本人用のチェックシートをお渡ししている。退院時にサマリーと一緒に利用介護保険施設やスタッフに郵送する予定。

- ・口頭でのお伝えのみなので、しっかり伝わっているのか疑問

- ・退院後、再度装具作成が必要な場合、自治体の異なる患者がいるため、更生用装具作成の案内に困るといった意見があった。

③ 下肢装具情報ツールの作成・配布

情報ツールとして作成した下肢装具向けパンフレット「下肢装具を快適にご利用いただくために」と、義足利用者向けパンフレット「義足を快適にご利用いただくために」を 2022 年 4 月より横浜市総合リハビリテーションセンター、および福祉機器支援センター3 か所で配布した。義肢装具作製をした利用者へ完成・引き渡し時に配布をしている。作成した情報ツールは相談事業における広報目的でも利用している。配布先としては区役所保健師、ケアマネージャー、地域ケアプラザ、区医師会、地域包括支援センター、訪問看護ステーションリハビリテーションスタッフなどである。

ツールの回復期病院向けへの改修を実施し、完成・配布に関しては次年度を予定している。

④ 試行案の検討

リハ協議会小委員会でアンケート結果などを参考に次年度実施する試行案を検討した。

- ・ 下肢装具チェック票の周知を目的とした横浜市内の回復期病院への配布(郵送)
- ・ オンラインでの下肢装具に関する研修
- ・ 補装具事業者への下肢装具チェック票の周知
- ・ 地域支援者向け研修会の開催
- ・ ホームページを活用した案内の拡充

2. 更生相談所主催研修会の開催

① 非専門職向け補装具研修会の開催(北九州市)

非専門職向け補装具研修会の参加者は 51 名で、アンケート回答者は 25 名(回答率 49%)であった。研

修後アンケート結果を資料 4 に示す。アンケート回答者のうち、回答者の所属は相談系サービスが 10 名と最多で、その他訪問系、居住施設系、通所系、就労系サービスの従事者であった。参加者の職種は、ケアマネージャー、理学療法士、介護福祉士、社会福祉士、作業療法士、相談支援専門員であった。研修が参考になったかという質問に対し、「参考になった」という回答が 21 名(84%)であった。

「下肢装具、義足チェックポイントをもとにメンテナンスが可能であるか」という質問に対し、可能であると答えたのは 14 名(56%)でわからないと答えたのが 11 名(44%)であった。可能であると答えた回答者の職種別内訳として一番多かったのが理学療法士で、「わからない」と答えた回答者の職種は理学療法士以外の全般にわたった。

自由回答として以下のような感想があった。

- ・ 装具の耐久年数については、ある程度の知識はあったのですが、詳細を知る事で日々の仕事に活かすことができる。

- ・ 合わなくなりつつある装具を無理に使用しているケースも確認できた為、早速業者へと繋ぐ事が出来た。

② 医療従事者向け研修会の開催(熊本県・市)

医療従事者向け研修会の参加者は 65 名で、研修後アンケート回答者は 19 名(回答率 29%)であった。アンケート回答者のうち、参加者の所属は病院が 17 名、診療所が 1 名、補装具事業者が 1 名であった。参加者の職種の内訳は理学療法士が多く、その他医師、言語聴覚士、作業療法士、義肢装具士であった。

アンケートでは「参考になった」、「概ね参考になった」という回答が 100%であった。「補装具管理手帳やチラシについて必要だと思うか」という質問に対して、「必要」と回答したのが 18 名、「わからない」が 1 名であった。自由記載の意見では、「すでに装具ノートを使用している」、「装具ノートのような仕組みを今後利用していきたい」、「成人(特に高齢)の方の補装具(治療用装具も含む)が以前いつ作られたのか、どこで作成したのか不明なことが多い。処方医師も変わっていることが多い」などの意見があった。

D. 考察

更生相談所の本来業務の一環として、地域リハビリテーションの推進があり、地域連携のための仕組みや支援者教育の研修が存在している自治体や更生相談所は多いと思われる。本研究では、その既存の仕組みを補装具フォローアップシステム構築に活用しその有用性を検証した。

1. 横浜市更生相談所主体モデル試行

まず、多職種により構成された「横浜市の在宅脳卒中患者における下肢装具（治療材料や補装具）給付後のサポート体制の現状と課題」を検討する地域リハ小委員会を組織した。委員会開催には委嘱費用が発生するが、そもそも既存の組織の位置付けであることから追加の費用が発生したわけではない。委員の選定は一つのポイントであり、テーマに沿った人選を行い、活発な議論を行っていただくことが重要と考える。今回の地域リハ小委員会の議論においては、各職種からの視点で意見が述べられ、各機関の問題点を総合的に議論することが可能であった。また、次年度の試行のためには、団体の役職者が構成委員となっていることによって、プロモーションや実行の迅速さが期待できる。

地域リハ小委員会では治療用装具と更生用装具の移行の要となる回復期病院に焦点をあて、下肢装具フォローアップに関する調査を実施した。横浜市内の全回復期病院より回答を得ることができ、横浜市の下肢装具のフォローアップの実情を反映された結果となった。退院後のフォローアップを行っている病院は22か所(85%)で、多くの病院が実施しているものの、15%の病院は実施できておらず、作製後に相談先のない利用者の存在は否定できない。

不適合や不具合があった時の対応や、修理や新規作製のときの相談先などを伝える仕組みについて「ある」と回答したのが過半数であり、多くの病院でその必要性を認識し実施していた。しかし、一部の病院においては修理や新規作製の必要性を伝える仕組みがない病院が存在しており、一定数の患者において新規作製の移行に問題が生じていた調査結果²⁾と一致する。

また、説明の方法として一番多かったのは「口頭」であった。「書面」で伝える方法をとっているのはわずか4病院であり、施設や個人により伝え方や内容など「質」が異なる可能性があることが推測された。これらの結果より、すべての利用者に相談先を明確に伝達する手段を提示することの必要性が示唆された。不適合を伝える職種は「理学療法士」が一番多く、次いで「補装具製作事業者」「医師」であり、これらの職種が回復期病院における下肢装具のキーパーソンであることが伺えた。

補装具のフォローアップには定期的なチェックアウトの必要性や不具合に気づく知識、不具合が起きた際の相談先を利用者自身認識する必要がある。今回の調査では利用者自身が不具合に気づき行動するための知識に対する「啓蒙」が十分ではないという課題が明らかになった。

調査結果を踏まえ、利用者の啓蒙のツールとして「下肢装具情報ツールの作成・配布」を決定し、完成・配布については、次年度に予定している。

次年度実施する試行案としては、下肢装具チェック票の周知を目的に、市内回復期病院への下肢装具チェック票の郵送配布、オンラインによる下肢装具に関する研修、横浜市ホームページへの下肢装具チェック票の公開、などを実施することを予定している。市内回復期病院へ配布することにより、これまで下肢装具の不具合や新規作製の情報提供が未実施だった病院へも情報提供のきっかけになることが期待できる。

更生相談所の役割として、地域リハビリテーションの推進が規定されており、全国の更生相談所に関連した仕組みが存在している。本研究では横浜市におけるこの仕組みを利用することによって、地域レベルの検討や支援者に対する教育を行うことが可能であり、更生相談所主体の補装具フォローアップに対する介入モデルの一つとして有用であると考えられる。

2. 更生相談所主催研修会の開催

生活期の補装具のフォローアップに関わる医療従事者は、介護支援事業に関わるリハビリテーション専門職や看護師、訪問診療やクリニックの医師であ

る。非医療専門職はケアマネージャーや介護福祉士、福祉用具専門相談員などである。補装具のフォローアップ体制として地域生活を支援する関係者の役割は大きい。しかしながら、支援者の補装具に対する制度や機器に対する関心や知識は十分といえないのが現状である^{3,4)}。本研究では、支援者教育として医療従事者と非専門職に対し研修会を実施した。

研修後のアンケートでは多くの参加者から参考になったという回答が得られた。研修後の実務場面でフォローアップにつながったケースもあったというコメントもあり、研修会の開催により利用者サービスに変化があったという点で一定の成果が認められた。支援者の気づきがフォローアップにつながることも補装具支援には重要であり、今後支援者教育を拡大することが必要であると考ええる。

更生相談所の業務は「地域におけるリハビリテーションの推進に関する業務」の中で「地域におけるリハビリテーション関係職員の資質向上を図るため、身体障害者の更生援護に係る各種研修(15条指定医研修等)を企画し、実施すること。」と職員研修が規定されている。本研究では更生相談所業務の既定の範疇で地域生活をおくる障害者の課題解決の一環として「補装具フォローアップ」を題材に研修会を実施し、その成果を得た。本研究は、補装具のフォローアップの支援者教育の実施に更生相談所が主体となることの適格性と実現可能性を示すものであり、補装具フォローアップにおける支援者教育の一つのモデルとなると考える。

E. 結論

更生相談所主体による補装具に対するフォローアップ体制構築のモデルとして、地域レベルでの仕組みの構築と支援者教育を実施した。

横浜市におけるこの仕組みを利用することによって、地域レベルの検討や支援者に対する教育を行うことが可能であり、更生相談所主体の補装具フォローアップに対する介入モデルの一つとして有用であると考ええる。

参考文献

1. 横井剛, 高岡徹, 倉兼明香, 吉川真理. 生活期脳卒中患者における更生用下肢装具作製と医療機関・施設との関係 装具のフォローアップの観点から. 日本義肢装具学会誌 **36**, 92 (2020).
2. 横井剛, 高岡徹. 横浜市における生活期脳卒中患者の短下肢装具再作製について. 日本義肢装具学会誌 **37**, 233-236 (2021).
3. 中野克己 *et al.* 下肢装具に対する理学療法士の関わりについての調査報告. *理学療法学 Supplement* **2016**, 0859 (2017).
4. 山崎友豊, 福元浩二, 細矢貴宏, 秋葉和征, 大本修平. 地域における下肢装具の実態調査. *理学療法学 Supplement* **2016**, 858 (2017).

G. 研究発表

1. 論文発表

無

2. 学会発表

- ・ 高岡徹: シンポジウム: 義肢装具のフォローアップに関する問題点. 第6回日本リハビリテーション医学会秋季学術集会, 岡山, 2022, 11.
- ・ 稗田保奈美, 高岡徹, 倉兼明香, 加藤諒一, 栗林環, 横井剛: 当センターにおける10年間の大腿義足支給統計. 第6回日本リハビリテーション医学会秋季学術集会, 岡山, 2022, 11.
- ・ 加茂野絵美, 高岡徹, 渡邊慎一: 義肢装具, 車椅子の生活期における使用継続割合と使用満足度—システムティックレビューとメタアナリシス—. 第6回日本リハビリテーション医学会秋季学術集会, 岡山, 2022, 11.

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

無

2. 実用新案登録

無

3. その他

無

脳卒中患者の下肢装具処方とフォローアップに関するアンケート

【趣旨】

本年度の横浜市地域リハビリテーション協議会ではテーマを「横浜市における下肢装具給付後のフォローアップ体制の現状と課題」とし、横浜市内の回復期リハビリテーション病棟を有する病院で下肢装具を作製する際、修理方法や再作製についての説明がどのようになされているか、アンケートにて現状調査を行い課題整理することに致しました。

つきましては、下記のアンケートにご協力頂きますよう、お願いする次第です。

問1 このアンケートにお答えいただいている方に質問です。あなたの職種は何ですか

- 医師 理学療法士 作業療法士 ソーシャルワーカー
その他()

問2 貴院では脳卒中患者の下肢装具を必要に応じて作製していますか

- はい⇒問4以降へ いいえ⇒問3へ

問3 問2でいいえと答えた貴院に質問です。下肢装具を作製していない理由は何ですか

- 処方可能な医師が不在である 他の病院を紹介している
その他()

下肢装具を作製していない場合は以上です。ご協力ありがとうございました。

問4 下肢装具はどのような方に処方していますか。(複数回答可)

- 入院患者 外来患者(所属病院退院) 外来患者(左記以外) その他()

問5 短下肢装具を作製している場合、どのような装具を作製していますか(複数回答可)

- 金属支柱付短下肢装具 プラスチック製短下肢装具(既製品以外) 既製品(オルトトップなど)
その他()

問6 装具を作製する際に、どのような制度を用いますか

- 健康保険のみ ケースにより健康保険と障害者総合支援法を選択する
その他()

問7 本人用の下肢装具を作製している場合、作製後(退院後)のフォローアップを行っていますか。複数回答可

- 行っていない 外来診療で行っている 訪問リハで行っている デイケアで行っている
その他()

裏面に続く↓

※以下の設問では、貴院の下肢装具製作後の修理方法や再作製に関する質問をします。

質問中に出てくる「仕組み」とは、病院ごとに手順や役割が取り決めとして、あらかじめ明確にされて実施されているものを指します。

問8 下肢装具を作製する際に、装具を使い続けている中で生じる不適合のポイント（マジックバンドの付きが弱くなる、皮膚の発赤や痛みが生じる、サイズが合わなくなる等）を利用者や家族にお伝えする仕組みがありますか

仕組みがある⇒問9以降へ 仕組みがない⇒問11へ

問9 問8で仕組みがあると答えた貴院に質問です。どのような方法で伝えていますか

口頭で伝えている 書面で伝えている 患者によって異なる対応をしている
その他（ ）

問10 問8で仕組みがあると答えた貴院に質問です。誰からお伝えしていますか。（複数回答可）

医師 理学療法士 ソーシャルワーカー 補装具作製事業者 伝える職種が異なる
その他（ ）

問11 本人用の下肢装具を作製している場合、修理や再作製のことを利用者や家族にお伝えする仕組みがありますか

仕組みがある⇒問12以降へ 仕組みがない⇒問14へ

問12 問11で仕組みがあると答えた貴院に質問です。どのような方法で伝えていますか

口頭で伝えている 書面で伝えている 患者によって異なる対応をしている
その他（ ）

問13 問11で仕組みがあると答えた貴院に質問です。誰から伝えていますか。（複数回答可）

医師 理学療法士 ソーシャルワーカー 補装具作製事業者 伝える職種が異なる
その他（ ）

問15 下肢装具の作製で疑問に思っていること・困っていることはありますか

自由記載

ご協力ありがとうございました。

横浜市地域リハビリテーション協議会
令和4年度小委員会

北九州市支援者向け補装具研修会 2022
令和4年度厚生労働科学研究費補助金補助金（障害者政策総合研究事業）
 補装具費支給制度等におけるフォローアップ体制の有効性検証のための研究（22GC1010）

おさえておきたい補装具費支給制度と補装具のチェックポイント



横浜市総合リハビリテーションセンター
 リハビリテーション科医師 高岡 徹
 研究員・理学療法士 加茂野絵美

YRS
横浜リハビリテーションセンター

このようなものを使っている人に遭遇したことはありませんか？

壊れている・・・

継手のすり減り

靴底に穴・・・






YRS

修理や調整・再作製が必要そうだけど

Q1 どんな時に相談が必要？

Q2 どこに相談をしたらいい？



YRS

本日の内容

Q1：どんな時に相談が必要？
 下肢装具の相談基準を理解する

Q2：どこに相談をしたらいい？
 下肢装具の相談先と必要な情報を理解する

Q3：どのような制度があるの？
 障害者総合支援法を理解する
 まとめ：補装具のチェックポイント



YRS

Q1 どんな時に相談が必要？

YRS

よく目にする装具の不具合例







YRS

よく目にする装具の不具合例

ベルトが締めにくい



すき間が大きい



傷ができる



踵が奥まで入らない



➡ ひとつでも当てはまったら相談につなげてください！

YRS

破損箇所と修理箇所

破損箇所

その他下肢支持部	2.2%
あぶみ	2.2%
足靴	3%
その他付属品等	3.3%
足継手	5%
底	16%
ストラップ	61%
下腿筋	2%
支柱	2.2%

修理処理の内容

再製作（同じ種類）	4.4%
完成用部品の交換	4.4%
その他 ※ 履き履へ記入	5.5%
足底ゴム交換	16%
マジックバンドの交換	60%
継手及び支持部の交換	3%
摩擦	2.2%

約80%がストラップと底部分

http://www.rehab.go.jp/n/kaihatsu/aikawa/chosaj.html【下肢装具の破損・修理データ収集システムの構築】より

適切な装具を使用することが大切です

身体は変化します
装具は消耗品です

適切でないものを
使用すると…

ケガをする
運動機能が低下する
早く壊れる



よくある修理部位と実費参考値

足底滑り止め交換 約1800円	踵手部分の交換 約5000-10200円
内返りの交換 約1200円	皮ベルトの交換 約6500-7700円
ベルクロ 約1450円	靴タイプ本底交換 約5800-8200円
あぶみ 約7100円～	

※補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

修理内容によって高額なものもある



作製にかかる実費

プラスチック製短下肢装具
平均32,881円



金属支柱付き短下肢装具
平均90,924円



※参考資料「治療用装具療養費について」https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutokatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000189388.pdf



補装具の修理・再作製に関する問題点

- すでに身体機能低下やケガ等につながっている可能性
- 実費で行うと、ものによっては費用が高額
- 大きな修理や、再作製には時間・費用を要する
- 制度を利用するのに申請に時間を要する（おおよそ1か月）
- 修理期間中、代用品の用意が基本的でない（オーダーメイド品のため）



大きな修理や再作製には利用者に
不利益が生じるのが現状…



利用者の不利益を防ぐために

定期的な確認・メンテナンスを行う

- 専門家によるものは6か月に1回・最低でも耐用年数経過時点
- 小さな異常への対応により、大きな修理、再作製を予防ができる

日々の手入れを行う

- 長くいい状態を保つことが可能（清潔に保つ・皮部分の手入れ・体重や健康の管理）

2つ以上持っている場合は捨てない（利用できる状態のもの）

- 修理中・再作製期間の予備



Q2：どこに相談をしたらいい？



下肢装具に関する相談先



まず利用者さんの装具を作製した
補装具製作事業者に相談しましょう



その他

- 訪問リハ職員
- 市役所（区役所）福祉窓口
- 通所リハ職員
- 主治医
- 装具クリニック



もちろん、身体障害者更生相談所もOK！

1. 根拠法（都道府県は必置、指定都市は任意設置）
 - 都道府県：身体障害者福祉法第11条第1項
 - 指定都市：地方自治法施行令第174条の28
2. 身体障害者更生相談所数（全国77か所。支所含む）
3. 主な業務内容
 - ①専門的相談指導業務、②判定業務、③市町村相互間の連絡調整等、④巡回相談、⑤地域における身体障害者リハビリテーション・社会参加の推進事業
4. 職員配置
 - 所長、医師、嘱託医師（リハビリテーション科、整形外科、外科、内科、眼科、耳鼻科）、身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士、ケースワーカー、保健師又は看護師、事務員等





相談の際に必要な情報



- 装具製作事業者
- 治療用装具 OR 更生用装具
- 身体障害者手帳の有無
- 装具手帳所持の有無
- 作製した年月日
- 装具の種類
- 装具の状態
- 困っていること



装具耐用年数について

耐用年数とは・・・
支給された補装具が修理できなくなると想定された年数のこと

➡ 再作製可能な目安です

長下肢装具	短下肢装具	
 3年	硬性(支柱あり)  3年	硬性(支柱なし) シューホーン  1.5年
	軟性  2年	ゲイトソリューション  3年



耐用年数について

■ 耐用年数は、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数が示されたものであり、補装具費の支給を受けた者の作業の種類又は障害の状況等によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、再支給の際には実情に沿うよう十分配慮すること。

■ 例

- 車椅子・電動車椅子：6年
- 短下肢装具：両側支柱：3年、硬性支柱なし：1.5年
- 靴型装具：1.5年、 など

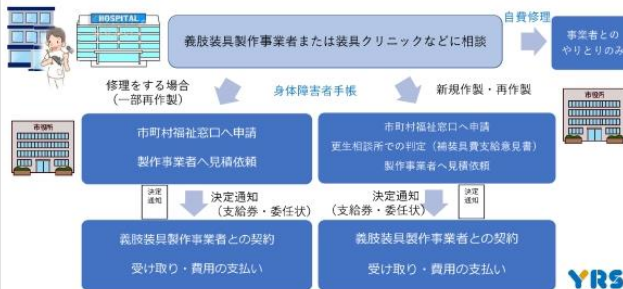


Q&A - 1：耐用年数について

- Q：耐用年数を過ぎれば新しい装具がつくれますか？



修理・再作製の流れ



Q3：どのような制度があるの？



支給の目的

治療用

仮義足・治療用装具
⇒ 一時的な使用：
医療保険、
生活保護など

更生用

本義足・更生用装具
⇒ 恒常的使用：
障害者総合支援法
など

身体障害者手帳の所持



支給制度の体系

- 損害賠償：自動車損害賠償責任保険etc.
- 災害補償：労災保険、公務災害etc.(治療用/更生用)
- 社会保険
 - 医療制度：健康保険、船員保険etc.(治療用)
 - 介護制度：介護保険(福祉用具レンタル)
- 社会福祉：障害者総合支援法(更生用)
- 公的扶助：生活保護(治療材料)



フォローアップ体制

- 本日お話しした支給・判定の問題だけでなく、その後のフォローアップを有効に行うことも重要である。
- 北九州市では、下肢装具管理手帳などをツールとしてフォローアップシステムの構築を図っている。
- 全国のモデルとなるようなシステムを提案していきたい。



YRS

Q&A - 4：複数個支給について

1 種目 1 個が原則

- Q：下肢装具を2つ支給できますか？
■A:可能。例えば、常用、作業用として。
- Q：車椅子を2台支給できますか？
■A:可能かもしれない。常用、作業用として。
- Q：義足を2足支給できますか？
■A:完全に作業用の義足として、形状も異なるような場合には可能でしょう。



YRS

Q&A - 5：介護保険レンタル

- Q：介護保険でレンタルが可能な車椅子を障害者総合支援法で支給できますか？
■A:できません。レンタル品がない場合は支給可能。



YRS

ご清聴ありがとうございました。

※各市町村・更生相談所により判断が異なる場合があります。
あることにご注意願います。



YRS

リハビリテーション専門職向け補装具研修会 20221126
 令和4年度厚生労働科学研究費補助金補助金（障害者政策総合研究事業）
 補装具費支給制度等におけるフォローアップ体制の有効性検証のための研究（22GC1010）

おさえたい 補装具費支給制度のポイント



横浜市総合リハビリテーションセンター
 リハビリテーション科
 高岡 徹

YRS
 ヨアース
 横浜市総合リハビリテーションセンター

COI 開示

筆頭発表者名：高岡 徹


令和4年度厚生労働科学研究費補助金補助金（障害者政策総合研究事業）
 補装具費支給制度等におけるフォローアップ体制の有効性検証のための研究（22GC1010）

原稿料他：医学書院

YRS
 ヨアース

義肢装具のチェックポイント第9版

- 2021年8月1日発行
 医学書院
- 義肢装具等適合判定医師研修会で使用するテキスト
- 7年ぶりの改定
- フルカラー印刷
- 26のQ&A⇒担当：高岡



YRS
 ヨアース

補装具とは（厚生労働省令）

障害者総合支援法：法律用語

- 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたものであること。
- 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。
- 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

YRS
 ヨアース

補装具の定義に関する説明 1

- 障害個別に対応して設計・加工**：身体機能の補完、代替を適切に行うための処方、選定に基づくものであり、またその使用に際しては、適合や調整を必要とするものをいう。
- 身体に装着（装用）**：必ずしも身体に密着させるということではない。いわば装置の使用という意味であり、障害種別に応じた多様な使用方法を含む。

YRS
 ヨアース

補装具の定義に関する説明 2

- 日常生活**のために行う基本的な毎日のように繰り返される活動に用いることをいう。
- 義務教育**に限るものではなく、療育等を含めた広範な教育形態を意味し、また「**就労**」も企業での雇用に限るものではなく多様な働き方を意味する。
- 継続して使用**：原則的には種目、名称、型式に応じた耐用年数の期間を使用することをいう。

YRS
 ヨアース

福祉用具とは

一福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年）


- 心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう。

↓

- 日常生活用具、治療用装具、補装具（更生用）などを総称する用語

YRS
 ヨアース

福祉用具の概念



YRS
 ヨアース

Q&A - 1：制度の利用

- Q：脳卒中発症後に初めて作製する下肢装具を補装具として支給できますか？

YRS

脳卒中のリハビリテーション治療における福祉用具

2-4週間 3-6か月間



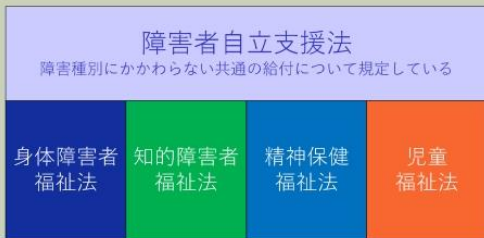
日本の社会保障



日本の社会保障

1. 社会保険：被保険者などが負担する保険料を主な財源として、病気や外傷、老齢、障害、失業などの事態に対して、定められた保険給付を行う。（健康保険法、介護保険法、国民年金法、労働者災害補償保険法など）
 2. 公的扶助：生活困窮者に対して税金による経済援助を行う。（生活保護法）
 3. 公衆衛生：広く国民に対する健康の保持・向上に関する支援を行う。（地域保健法、結核予防法、母子保健法、食品安全基本法など）
 4. 社会福祉：児童、母子家庭、障害、高齢者など、社会生活を送る上での支援が必要な場合に税金を主な財源として公的な支援を行う。（児童福祉法、老人福祉法、障害者基本法、**障害者総合支援法**、発達障害者支援法など）
- YRS

(旧) 障害者自立支援法 平成18年施行



題名・目的・理念

○ 改正障害者基本法を踏まえ、法の目的規定を改正し、基本理念を創設することにより、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。【平成25年4月1日施行】

目的の改正

○ 「自立」の代わりに、新たに「基本的な人権を享有する個人としての尊厳」を明記。
○ 障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの実施を総合的に行うこととする。

基本理念の創設

23年7月に成立した改正障害者基本法で、目的や基本原則として盛り込まれた、

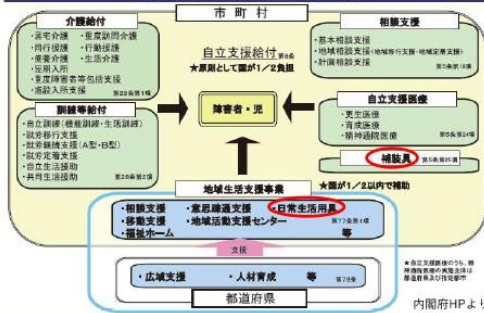
- ① 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する権利を有するものとする。
- ② 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。
- ③ 可能な限りその身近な場所において必要な（中略）支援を受けられること
- ④ 社会参加の機会の確保
- ⑤ どこで暮らすかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥ 社会的障壁の除去

といった重要な考え方を新法の理念としても規定することとしたもの。

題名
障害者自立支援法 → 障害者総合支援法

YRS

障害者総合支援法の給付・事業



障害者の範囲の見直し

○ 制度の存続の前提となる観点から、障害者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて最中であるもの）による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。【平成25年4月1日施行】

➡ 難病患者等、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障害がある方々に対して、障害福祉サービスを提供できるようになる。
➡ これまで補装具事業として一部の市町村で実施であったが、全市町村において提供可能になる。
➡ 受けられるサービスが、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付だけでなく、新たに定める障害福祉サービスに広がる。

【難病】

- 障害者自立支援法における支援の対象者は、以下のとおり。
 - 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
 - 知的障害者福祉法にいう知的障害者
 - 精神保健及び障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者を含み、知的障害者を除く。）
- 身体障害者の定義を合致し、かつ一定以上の障害があるものを対象
身体障害者の範囲は、身体障害者福祉法に規定する
⇒ 症状が変動しやすいなどにより難病患者等が障害福祉サービスの支援の対象となる場合がある。

難病：令和3年11月から、366疾患が対象

○ 対象となる等の範囲については、政令で定めることとしてあり、厚生科学審議会難病対策委員会での議論等を踏まえ、施行（平成25年4月1日）に向けて検討する。

YRS

Q&A - 2：難病の方への補装具

- Q：身障手帳のない難病患者に補装具を支給できますか？例えば、血液系疾患の難病の方が転倒による下肢の骨折を契機に歩行が困難となった時、下肢装具や歩行器の支給は可能ですか？
- A：装具はまずは治療用装具で処方します。骨折後遺症による肢体不自由の障害があっても、難病と関連性がない場合は肢体不自由の手帳取得を勧めるのが適当です。難病だから補装具が必ず支給できる訳ではありません。



支給制度の体系

- 損害賠償：自動車損害賠償責任保険etc.
- 災害補償：労災保険、公務災害etc.(治療用/更生用)
- 社会保険
 - 医療制度：健康保険、船員保険etc.(治療用)
 - ~~年金制度：厚生年金、国民年金etc.(更生用)~~
 - 介護制度：介護保険(福祉用具レンタル)
- 社会福祉：障害者総合支援法(更生用)
- 公的扶助：生活保護(治療材料)



社会保障制度間の選択優先順

優先順位	制度
高い	損害賠償制度 自動車損害賠償責任保険など
	業務災害補償制度 労働者災害補償保険法、公務員災害補償法
	社会保険制度 健康保険、国民健康保険、介護保険、船員保険
低い	社会福祉制度 障害者総合支援法、老人福祉法、 戦傷病者特別援護法など
	公的扶助制度 最低限の生活水準を補償するために適用される制度 (生活保護法)



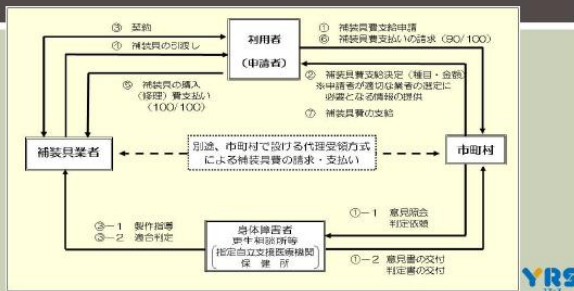
補装具費の支給決定の事務処理方法

18歳以上

1. 身体障害者更生相談所による**直接判定**
 - 義肢、装具、座位保持装置、電動車椅子
 2. 身体障害者更生相談所で医師意見書による**書類判定：文書判定**
 - 補聴器、車椅子(オーダーメイド)、重度障害者用意思伝達装置
 - 意見書を書くことができる医師の資格：15条指定医、適合判定医師研修会修了者、各学会専門医など、自治体によって異なる。
 3. 市町村による決定(身体障害者更生相談所の判定が不要)
 - 義眼、眼鏡(矯正眼鏡、遠光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡)、車椅子(レディメイド)、歩行器、盲人安全つえ、歩行補助つえ(一本つえを除く)については、補装具費支給申請書等により判断できる場合
- **難病患者等**も同様だが、既定の疾患に該当するか否かについては、医師の診断書や特定疾患医療受給者証等の提出によって確認する。



補装具費支給の仕組み



補装具費支給の仕組み：償還払いの場合

- ① 利用者が市町村に補装具費支給の申請を行う。
- ② 市町村は、身体障害者更生相談所等の意見を基に補装具費の支給が適切であるか審査し、適当と認められた場合は利用者に対して補装具費の支給決定を行う。
- ③ 利用者は市町村から補装具費の支給決定を受けた後、補装具業者に補装具費支給券を提示し、補装具の購入(修理)等について契約を結ぶ。
- ④ 補装具事業者は、契約に基づき補装具の購入(修理)等のサービス提供を行う。
- ⑤ 利用者は、補装具事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けたときは、補装具の購入(修理)に要した費用を払う。
- ⑥ 利用者は、領収書と補装具費支給券を添えて、市町村に補装具費を請求する。
- ⑦ 市町村は、利用者からの請求が正当と認められた場合は、補装具費の支給を行う。



補装具費の支給の仕組み(代理受領)



補装具費支給の仕組み：代理受領の場合

- ① と②は償還払いと同様
- ③ 利用者は市町村から補装具費の支給決定を受けた後、補装具業者に補装具費支給券を提示し、補装具の購入(修理)等について**契約**を結ぶ。
 - この際、「補装具費の代理受領に係る委任状」を作成する。
- ④ 補装具事業者は、契約に基づき補装具の購入(修理)等のサービス提供を行う。
- ⑤ 利用者は、補装具事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けたときは、要した費用のうち、利用者負担額を支払う。
- ⑥ 補装具事業者は、利用者負担額に係る領収書を発行するとともに、補装具費支給券の引き渡しを受ける。
- ⑦ 補装具事業者は、市町村に対し、「補装具費の代理受領に係る委任状」および補装具費支給券を添えて、補装具費を請求する。
- ⑧ 市町村は、補装具事業者からの請求が正当と認められた場合は、補装具費の支給を行う。



Q&A - 3：処方医の資格

- Q：補装具を処方するには資格が必要ですか？
- A：補装具費支給意見書により自治体が支給の可否を判断する場合、これを作成する医師には一定の資格が必要です。その要件は、国の指針に基づき自治体ごとに決められています。（例）15条指定医、専門医資格など
- 義肢装具等適合判定医師研修会修了者は、まず大丈夫。



Q&A - 4：手帳の等級

- Q：障害者手帳6級（上肢7級、下肢7級）を所持している片麻痺者に下肢装具を支給できますか？
- A：身体障害者手帳を所持し、障害部位としても下肢が含まれているので、医学的に必要性が認められれば、支給することは可能です。

< 下肢が7級でも大丈夫 >



Q&A - 5：心臓機能障害の方への補装具

- Q：心臓機能障害の患者に電動車椅子を支給できますか？
- A：心臓機能障害によって歩行が過負荷となり、移動に著しい制限がある場合は、電動車椅子や車椅子の支給が認められる可能性があります。手帳の所持とともに、活動制限量に関する専門医（心臓）の意見書が求められます。呼吸器機能障害の場合も同様です。



身体障害者更生相談所とは？

1. 根拠法（都道府県は必置、指定都市は任意設置）
 - 都道府県：身体障害者福祉法第11条第1項
 - 指定都市：地方自治法施行令第174条の28
2. 身体障害者更生相談所数（全国77か所。支所含む）
3. 主な業務内容
 - ① 専門的相談指導業務、② 判定業務、③ 市町村相互間の連絡調整等、④ 巡回相談、⑤ 地域における身体障害者リハビリテーション・社会参加の推進事業
4. 職員配置
 - 所長、医師、嘱託医師（リハビリテーション科、整形外科、外科、内科、眼科、耳鼻科）、身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士、ケースワーカー、保健師又は看護師、事務員等



「こうせい」とは？



身体障害者更生相談所の役割

- 専門的相談、指導、研修
- 補装具に関する助言、判定
- 自立支援医療の判定
- 身体障害者手帳の認定、交付
- 障害支援区分認定
- 施設入所調整
- 地域リハビリテーション

都道府県と政令指定都市の更相とでは若干異なる面がある。



補装具の判定に関わる更生相談所の役割

- 技術的中枢機関であり、市町村等に対する技術的支援機関
 - 直接判定や書類判定の実施
 - 補装具費支給意見書を作成する医師の指導
 - 補装具事業者の指導
 - 指定自立支援医療機関、保健所、難病医療拠点病院等に対する技術的支援
 - 市町村等の職員、医師、業者に対する研修
 - 新しい知識・情報の収集
 - 他地域との判定に関する情報共有



医療と更相の立場の違い

- 医療
 - 目の前の患者さんのこと（だけ）を考える。
 - より良い治療、最適な方法を考え、導入する。
- 更相：行政
 - 個別性を大切にしながらも、住民（障害者）全体のことを考える必要もある。
 - より良いものは認められない可能性がある。



特例補装具の一例

- スタンドアップ車椅子
- 車椅子や電動車椅子の特殊な加工
- 特殊な補聴器、その他
- いわゆるロボットなどは対象でない。



- 以前は、ティルト式車椅子や6輪型車椅子、電動車椅子フレーム付き座位保持装置、特殊な歩行器などがあつた。
：現在、これらは基準の中で支給が可能

YRS

Q&A - 6：特例補装具

- Q：立ち上がり機構のある車椅子を支給できますか？
- A：可能性はあります。補装具の種目に該当しても基準表に定められた名称や型式、基本構造等に含まれないものは通常は対象となりません。しかし、「真にやむを得ない」要件がある場合には、身体障害者更生相談所の判定に基づいて、支給することができ、これを「特例補装具」と呼びます。

YRS

特例補装具費の支給

- 身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであつて、別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具（以下「特例補装具」）
- ア 特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用の額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所の判定又は意見に基づき市町村が決定するものとする。
- イ なお、身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めるものとする。

YRS

仮受けについて：基本的考え方

- 購入が基本
- 借受けによることが適当である場合に限り、更生相談所等による専門的な意見に基づき、市町村が必要性を認め、決定する。
 - ① 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
 - ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
 - ③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

YRS

対象となる種目など

- ① 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品
- ② 重度障害者用意思伝達装置の本体
- ③ 歩行器
- ④ 座位保持椅子
 - 判定方法は今までと同様
 - 購入と借受け部分とが混在する場合もありうる。
 - 借受け期間は原則1年まで。再度判定を行うことにより最長3年
 - 費用の計算は細かく設定されているが、省略

今のところ限られた種目・自
体でしか利用されていない。
使いにくさあり。

YRS

処方・見積り・その他

YRS

見積書について 下腿義足（骨格構造）



（価格は令和3年度版による）

基本価格	B-4 採型TSB式	81,800円
	チェックソケット	47,900
ソケット	B-4 熱硬化性樹脂	26,600
	カーボンストックネット	6,950
支持部	下腿義足用	11,400
外装	下腿義足用	18,200
完成用部品	足部 ○○○	100,000
	ライナー ビンタリットあり	
	△△△	90,000
	ライナーロックアダプタ	○○
	コネクタ	△△
	チューブ など	□□・

YRS

見積書について プラスチック製短下肢装具



（価格は令和3年度版による）

基本価格	A-6 採型	16,000円
足継手	プラスチック継手	10,400
下腿支持部	C モールド 熱可塑性樹脂	9,000
足部	B モールド 熱可塑性樹脂	7,800
加算要素	足底裏革 (すべり止め)	1,850

YRS

耐用年数について

- 耐用年数は、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数が示されたものであり、補装具費の支給を受けた者の作業の種類又は障害の状況等によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、再支給の際には実情に沿うよう十分配慮すること。
- 例
 - 車椅子・電動車椅子：6年
 - 短下肢装具：両側支柱：3年、硬性支柱なし：1.5年
 - 靴型装具：1.5年、 など



Q&A - 7：耐用年数について

- Q：耐用年数を過ぎれば新しい装具がつけられますか？
 - A：耐用年数を過ぎても、使用に耐えうる状態であれば修理等を行い、継続使用していただくのが原則です。
 - 一方、耐用年数以内であっても、破損等によって修理が不可能な状況であれば、新規作製することが可能です。その場合、意見書・判定書に理由を記載するとよいです。
- 耐用年数を過ぎたら新しく作る⇒わかりやすいかも？



Q&A - 8：複数個支給について

1種目1個が原則

- Q：下肢装具を2つ支給できますか？
- A：可能。例えば、常用、作業用として。
- Q：車椅子を2台支給できますか？
- A：可能かもしれない。常用、作業用として。
- Q：義足を2足支給できますか？
- A：完全に作業用の義足として、形状も異なるような場合には可能でしょう。



その他 Q&A - 9

- Q：基準表に入っている完成用部品であれば誰にでも支給できますか？
- A：できない。適応がある。



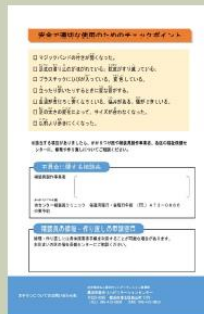
その他 Q&A - 10

- Q：差額自己負担により高額な車椅子を支給できますか？
- A：可能。公的にはあくまで必要な範囲までとなります。ただし不要な機能がある物まで認めるかは検討要。
- Q：介護保険でレンタルが可能な車椅子を障害者総合支援法で支給できますか？
- A：できません。レンタル品がない場合は支給可能。
- Q：レンタル品に対して、付属品だけを障害者総合支援法で支給できますか？
- A：一般的にはできません。本体と付属品を一体で支給することになります。



フォローアップ体制

- 本日お話しした支給・判定の問題だけでなく、その後のフォローアップを有効に行うことも重要である。
- 例えば、下肢装具管理手帳などをツールとしてフォローアップシステムの構築を図っている地域がある。
- 今後モデルとして利用できるシステムを提案していきたい。



令和4年度支援者向け補装具研修会参加者アンケート集計結果

(申し込み者 55 名 当日参加 51 名 回答数 25 名 回収率 49%)

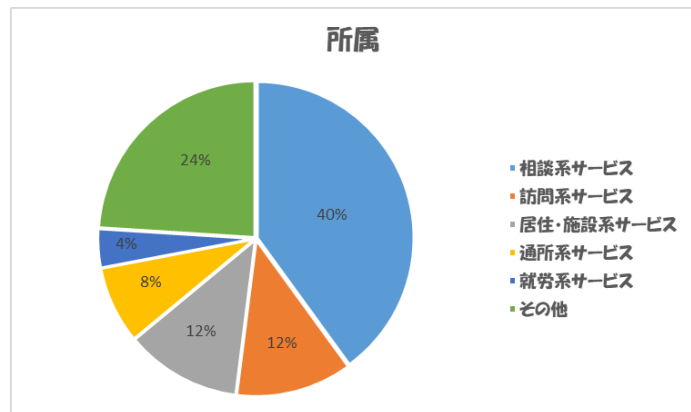
日時：令和4年11月25日（金）

18:30～20:00

場所：総合保健福祉センター3階 12番室（Zoom開催）

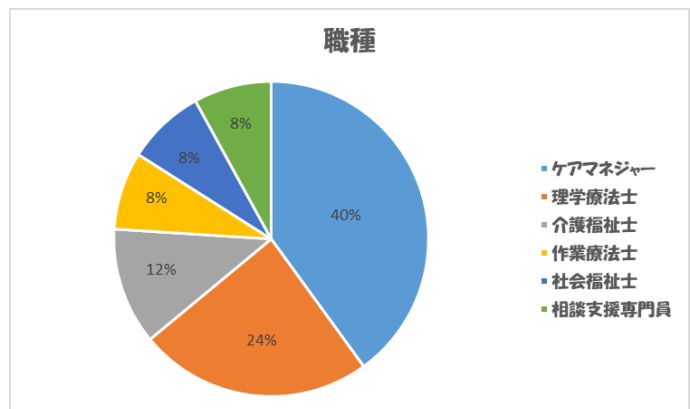
問1 所属

所属	人数
相談系サービス	10
訪問系サービス	3
居住・施設系サービス	3
通所系サービス	2
就労系サービス	1
その他	6



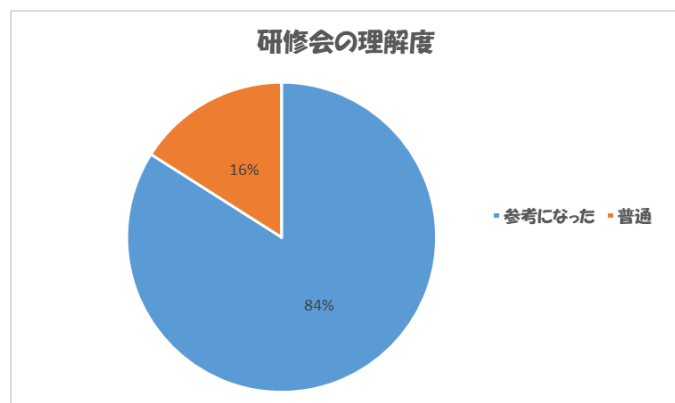
問2 職種

職種	人数
ケアマネジャー	10
理学療法士	6
介護福祉士	3
作業療法士	2
社会福祉士	2
相談支援専門員	2



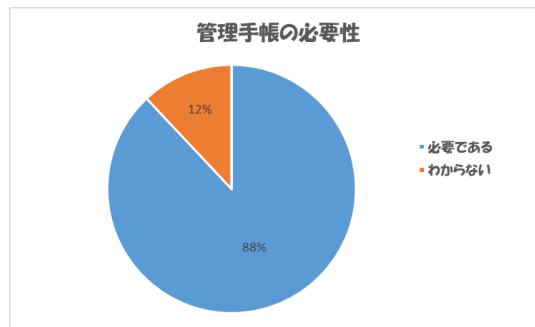
問3 本日の研修（「おさえておきたい補装具費支給制度と下肢装具チェックポイント」）は いかがでしたか。

参考になった	21
普通	4
参考にならなかった	0



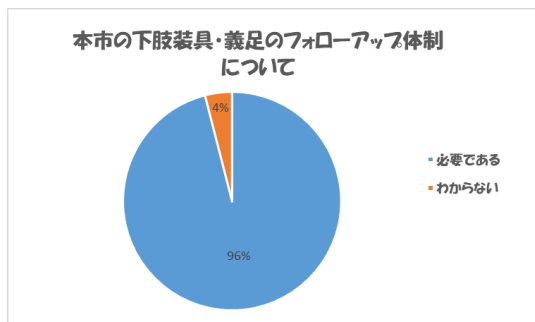
問4 補装具管理手帳は必要と思いますか。

必要である	22
わからない	3
必要ない	0



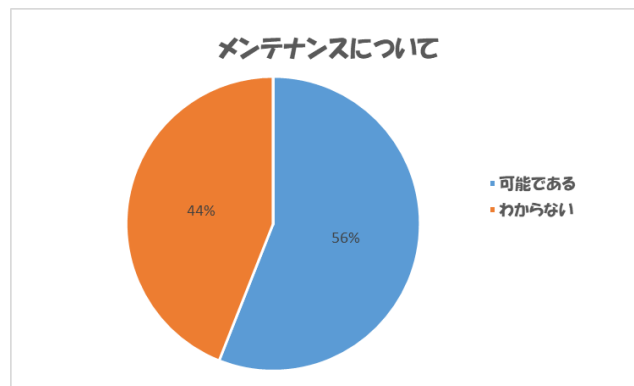
問5 本市の補装具フォローアップ体制は必要と思いますか。

必要である	24
わからない	1
必要ない	0



問6 下肢装具・義足のチェックポイントを参考に、メンテナンスをしていただくことは可能ですか。

可能である	14
わからない	11
不可能である	0



～職種別～

	可能である	わからない	不可能である
ケアマネ	5	5	0
理学療法士	6	0	0
介護福祉士	1	2	0
作業療法士	1	1	0
社会福祉士	1	1	0
相談支援専門員	0	2	0

問7 本研修会の参加理由について教えてください。（複数回答可）

補装具費支給制度について学びたい	20
下肢装具・義足について学びたい	15
下肢装具・義足のメンテナンスについて学びたい	11
その他	1

●その他のご意見

- ・車椅子、座位保持装置について学びたい。

問8 今後の補装具研修会で希望する内容について教えてください。（複数回答可）

補装具費支給制度のポイント	16
疾患と下肢装具のチェックポイント	13
義足・下肢装具の基礎知識	10
車椅子の選定と適合	9
歩行補助具の選び方	8
その他	2

●その他のご意見

- ・体幹装具について
- ・小児の補装具について

問9 その他、研修に対するご意見、ご感想がありましたらご記入ください。

- ・補装具管理手帳も初めて知りました。皆さん、破損しててもそのまま使っていたので相談先や制度が知れて良かったです。これからの業務に活かしていきたい。
- ・管理手帳は汎化されると各連携機関で把握できるのでとても良いと思います。個人的には手帳が何種類もあるよりは、1人一冊で下肢装具、車椅子、座位保持装置などその方が所有されてる装具一覧で記載されているとより使いやすいなと思いました。ありがとうございました。
- ・お話がとても分かりやすく勉強になりました！定期的に復習と、制度や補装具管理手帳を活用していきたいと思います。ありがとうございました。次回また研修がありましたら参加させてください！
- ・管理手帳の存在を知らず、勉強になりました。耐用年数に限らず作り直しの可能性もあることを知り参考になりました。
- ・貴重な講演ありがとうございました。
- ・今回補装具の研修会に初めて参加させて頂きましたが、とても勉強になりました。今後もまた参加させて頂きたいと思います。
- ・お疲れ様です。研修会の開催ありがとうございました。とても興味深い内容でした。今後も研修会の開催を宜しくお願い致します。その時は是非参加させて頂きます。ありがとうございました。
- ・まず、感じた事は普段何気ない形で触っている装具の耐久年数については、ある程度の知識はあったのですが、詳細を知る事で日々の仕事に活かすこともでき、更に合わなくなりつつあるも

のを無理に使用しているケースも確認できた為、早速業者へと繋ぐ事が出来た事が良かったです。こうした知識のインプットとアウトプットを繰り返す事で周囲の仲間にも共有でき、より良い暮らしの提供に繋がる事が理解出来ました。また、研修に参加した折には宜しくお願い致します。